

同居家族等の待機期間の考え方

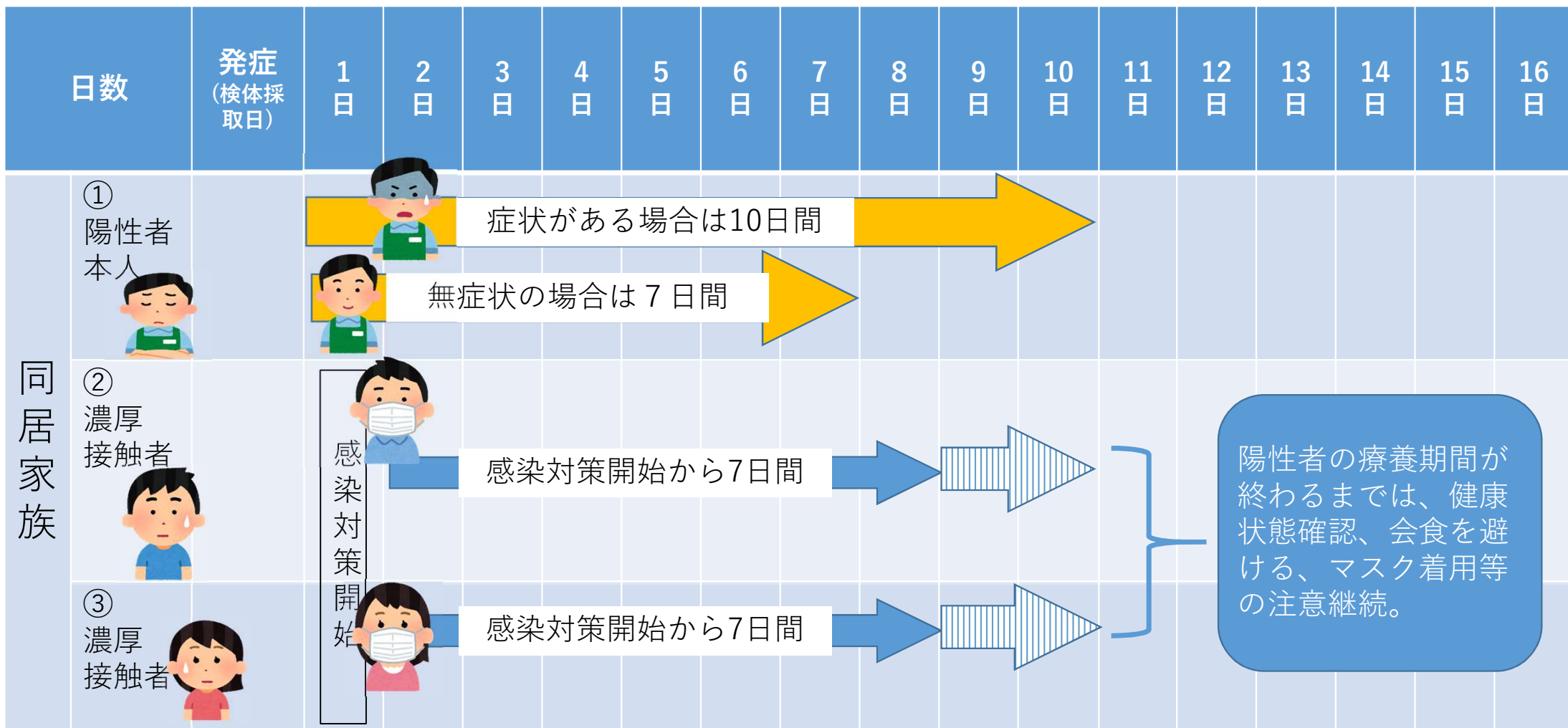
- ①陽性者の発症日（無症状の場合は検体採取日）又は住居内で感染対策を講じた日、いずれか遅い方を0日目として7日間（8日目解除）とします。
- ②待機期間中に同居家族等が発症した場合はその発症日、無症状の同居家族等を待機期間中に検査した結果、陽性が判明した場合はその検体採取日を0日として起算し直します。
- ③その後、無症状だった同居家族が発症した場合、さらにその発症日を0日として起算しなおしてください。
- ④同居家族等の待機期間終了後も、当該検査陽性者の療養が終了するまでは同居家族等においても、検温などによる健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めてください。

(参考) 家族が陽性となった場合の待機期間の考え方

➡: 療養期間

➡: 待機期間

パターン① 基本的な考え方 感染対策を開始した日から7日間の待機

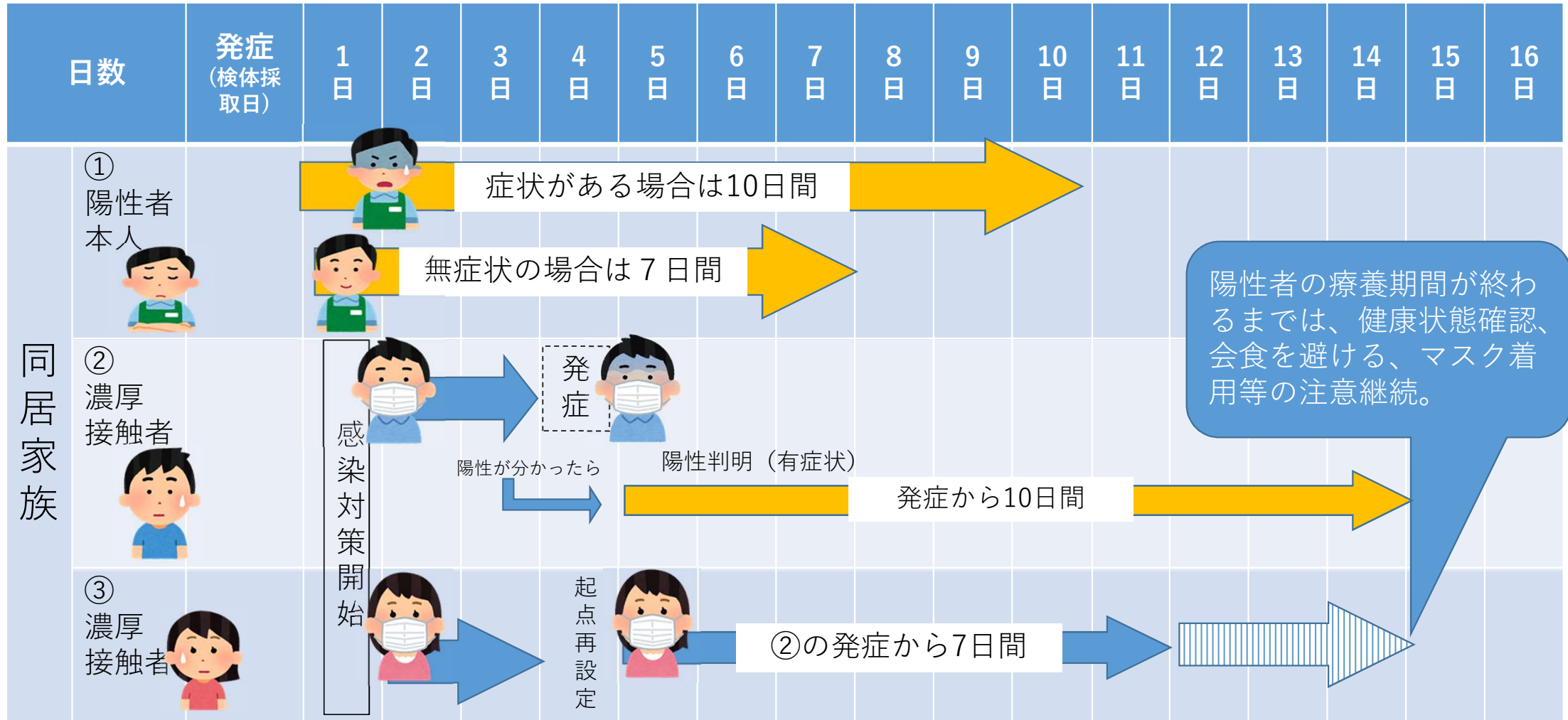


(参考) 家族が陽性となった場合の待機期間の考え方

➡ : 療養期間

➡ : 待機期間

パターン② 家族に陽性者が発生（有症状）した場合は、発症日を起点に待機期間を再設定



(参考) 家族が陽性となった場合の待機期間の考え方

➡ : 療養期間

➡ : 待機期間

パターン③ 家族に陽性者が発生（無症状）した場合は、検体採取日を起点に待機期間を再設定
更に無症状病原体保有者が発症した場合は、発症日を起点に再々設定

